

参考(改正後の通知全文)
社援発第1005009号
平成17年10月5日
第一次改正
社援発第0215004号
平成19年2月15日
第二次改正
社援発0726第17号
令和5年7月26日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に
係る国庫補助金の算定方法の取扱いについて

標記については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いにあたっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図られたい。

なお、平成15年9月26日社援発第0926016号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫負担（補助）金の算定方法の取り扱いについて」は廃止する。

1 一部改築

(1) 国庫補助額算定の基本的な考え方

ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

定員1人当たり（1世帯当たり）国庫補助基準単価に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの国庫補助額を算定する。

ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}}$$

イ 定員1人当たり（1施設当たり）の場合

1施設当たりの国庫補助基準単価に一部改築部分にかかる割合を乗じることにより、一部改築部分のみの国庫補助額を算定する。一部改築部分にかかる割合は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る割合（\%）} = 100 \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}}$$

(2) 国庫補助基準額の算定方法

ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

$$\text{基準額} = \frac{\text{定員1人当たり}}{\text{（1世帯当たり）}} \times \frac{\text{国庫補助基準単価}}{\text{一部改築に係る定員数}}$$

イ 定員1人当たり（1施設当たり）の場合

$$\text{基準額} = \frac{1 \text{施設当たり}}{\text{国庫補助基準単価}} \times \text{一部改築に係る割合}$$

(3) 国庫補助額の算定方法

交付要綱の第2の6の（1）又は（2）に定めるところによるものとする。

(4) その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

2 拡張

(1) 国庫補助額算定の基本的な考え方

定員1人当たり（1世帯当たり）国庫補助基準単価に定員を乗じて得た額に現在の国庫補助算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに

係る国庫補助額を算定する。

1 施設当たりの基準額に現在の国庫補助算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る国庫補助額を算定する。

なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \frac{\text{現在の国庫補助算定面積} - \text{当時の国庫補助基準面積}}{\text{現在の国庫補助算定面積}}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

(2) 国庫補助基準額の算定方法

ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

$$\text{基準額} = \frac{\text{定員1人当たり（1世帯当たり）国庫補助基準単価}}{\text{現在の国庫補助算定面積}} \times \text{拡張対象面積} \times \text{定員}$$

イ 定員1人当たり（1施設当たり）の場合

$$\text{基準額} = \frac{\text{1施設当たり国庫補助基準単価}}{\text{現在の国庫補助算定面積}} \times \text{拡張対象面積}$$

(3) 国庫補助額の算定方法

交付要綱の第2の6の（1）又は（2）に定めるところによるものとする。